国連制裁委員会による指定日：2003年９月９日（2014年12月12日に改訂）
その他の情報：およそ2003年12月時点。安全保障理事会決議第1822号（2008年）に基づく見直しは2010年５月25日に終了した。

372. アリス・ムナンダル
ARIS MUNANDAR
称号：不明
役職：不明
生年月日：(a)1971年１月１日(b)1962年から1968年までの間
出生地：Sambi, Boyolali, Java, Indonesia
国籍：インドネシア（2003年12月時点）
旅券番号：不明
ＩＤ番号：不明
住所：不明
国連制裁委員会による指定日：2003年９月９日（2005年９月９日、2006年10月４日及び2014年12月12日に改訂）
その他の情報：およそ2003年12月時点。安全保障理事会決議第1822号（2008年）に基づく見直しは2010年５月25日に終了した。

443. 削除

461. アブ・ルスダン（別名：(a)アブ・トリク(b)ルスジャン(c)ルスジャン(d)ルシダン(e)トリクディン(f)トリクィディン(g)トリクィディン(h)トリクディン）
ABU RUSDAN (a.k.a.: (a)Abu Thoriq (b)Rusdjan (c)Rusjan (d)Rusydan (e)Thoriquddin (f)Thoriquiddin (g)Thoriquidin (h)Toriquddin)
称号：不明
役職：不明
生年月日：1960年８月16日
出生地：Kudus, Central Java, Indonesia
国籍：不明
旅券番号：不明
ＩＤ番号：不明
住所：不明
国連制裁委員会による指定日：2005年５月16日（2014年12月12日に改訂）
その他の情報：安全保障理事会決議第1822号（2008年）に基づく見直しは2010年６月８日に終了した。

506. 削除

584. ドク・ハマトヴィチ・ウマロフ（別名：(a)ロム・アリ・ブタエフ（ブタエフ）(1955年出生)(b)ドッカ・ウマロフ（1964年４月13日出生）(c)ドッカ・ウマロフ（1965年４月13日出生））
DOKU KHAMATOVICH UMAROV (a.k.a.: (a)Lom-ali Butayev (Butaev), born in 1955 (b)Dokka Umarov, born on 13 April 1964 (c)Dokka Umarov, born on 13 April 1965)
称号：不明
役職：不明
生年月日：(a)1964年４月13日(b)1965年４月13日(c)1964年５月12日(d)1955年
出生地：Kharsenoy Village, Shatoyskiy (Sovetskiy) District, Chechenskaya Respublika, Russian Federation
国籍：(a)ロシア(b)ソビエト社会主義共和国連邦（1991年まで）
旅券番号：ロシア旅券　96　03　464086（2003年６月１日発行）
ＩＤ番号：不明
住所：不明
国連制裁委員会による指定日：2011年３月10日（2014年６月２日及び2014年12月30日に改訂）
その他の情報：身体的情報：身長180㎝、黒髪、顔に７－９㎝の長い傷跡、舌の一部が欠如、言語障害あり。2010年11月時点でロシア連邦に居住している。2000年に国際逮捕令状が発出された。2014年４月時点で死亡したと報告されている。インターポール特別手配書に生体情報が含まれている。

○外務省告示第十七号

次に掲げる各国の政府は、昭和三十六年四月十八日にウィーンで作成された「外交関係に関するウィーン条約」の「紛争の義務的解決に関する選択議定書」の加入書を、それぞれ、その国名に対応する日に国際連合事務総長に寄託した。

スペイン	平成二十三年九月二十一日
リトアニア共和国	平成二十四年九月二十六日
ナウル共和国	平成二十四年十二月十四日
赤道ギニア共和国	平成二十六年十一月四日

よって、同議定書は、次の各国について、それぞれ、その国名に対応する日に効力を生じた。

スペイン	平成二十三年十月二十一日
リトアニア共和国	平成二十四年十月二十六日
ナウル共和国	平成二十五年一月十三日
赤道ギニア共和国	平成二十六年十二月四日

（平成二十三年九月二十一日付け、平成二十四年九月二十六日付け、同年十二月十四日付け及び平成二十六年十一月四日付け国際連合事務総長書簡）

平成二十七年一月二十三日　外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第十八号

国際連合安全保障理事会決議第二千百二十七号に基づき設立された同理事会の制裁委員会が平成二十六年五月九日及び五月十四日に発出した情報に基づき、同理事会決議第二千百三十四号30及び32の規定に定められた措置の対象となる個人の情報を指定する件（平成二十六年外務省告示第二百八十二号）の一部を次のとおり改正する。

平成二十七年一月二十三日　外務大臣　岸田　文雄

改正項目

平成二十六年外務省告示第二百八十二号の別表を次のとおり改正する。

1．フランソワ・ヤングボンダ・ボジゼ
FRANÇOIS YANGOUVONDA BOZIZÉ
（肩書）不明
（生年月日）1946年10月14日
（出生地）ガボン共和国ムイラ（Mouila）
（別名）ボジゼ・ヤングボンダ（Bozize Yangouvonda）
（国籍）中央アフリカ共和国
（旅券番号）不明
（身分登録番号）不明
（住所）ウガンダ
（リストへの掲載日）2014年５月９日（改訂日2014年11月４日）
（その他の情報）母の名前はマルティヌ・コフィオ（Mother's name is Martine Kofio）